

岡崎市高校生障がい福祉サービス体験利用受入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡崎市高校生障がい福祉サービス体験利用受入事業費補助金（以下「本補助金」という。）は、岡崎市在住で市が援護の実施者である特別支援学校在学中の高校2年生及び3年生（以下「高校生」という。）が進路指導の一環として行う障がい福祉サービス事業所の体験利用を促進するため、体験先の事業所に対し体験利用受入実績に応じた補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号。）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。）第5条に規定する障がい福祉サービスのうち、生活介護及び就労継続支援B型を実施する障がい福祉サービス事業所において、高校生の体験利用受入れを行う事業とする。

- 2 高校生の体験利用は、特別支援学校の進路指導の一環ではないものについては補助事業として認められないものとする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第2条第1項に定める障がい福祉サービスを実施する岡崎市内の事業所とする。

(補助金の算定)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と基準額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による本補助金の交付申請は、様式第1号によるものとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める日までとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、そのことを記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 補助対象者は、本補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合は、様式第2号によるものとし、その提出部数は1部とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第10条に定める実績報告は、様式第3号によるものとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年の4月10日のいずれか早い期日までに市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助対象者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助対象者からの請求により交付する。

(調査)

第13条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて本補助金の執行状況について、説明若しくは報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を閲覧若しくは調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

(終期)

第15条 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 5 月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率	基準額
生活介護	補助事業の実施に要する経費のうち、人件費（給料、報酬、賃金）	1/2	1 人につき受入日数に3,330円を乗じた額
就労継続支援 B型	補助事業の実施に要する経費のうち、人件費（給料、報酬、賃金）	1/2	1 人につき受入日数に2,550円を乗じた額